

国民健康保険税

納税通知書を発送します

国民健康保険に加入している世帯の世帯主あてに納税通知書を7月14日(金)に発送します。納税通知書が届きましたら、内容を確認のうえ納期内納付にご協力をお願いします。

☎ 国保年金課国保税班 ☎ (93) 4084

国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を世帯の加入者ごとに計算し、合算した額になります。(賦課限度額が変更になりました。)

40～64歳の人は、①医療保険分と②後期高齢者支援金分と③介護保険分の合算です。(賦課限度額は89万円)
39歳以下、65歳～74歳の人は、①医療保険分と②後期高齢者等支援金の合算です。(賦課限度額は73万円)

	① 医療保険分	② 後期高齢者支援金分	③ 介護保険分
賦課限度額	54万円	19万円	16万円
所得割	加入者全員の課税総所得金額(※) × 6.8%	加入者全員の課税総所得金額(※) × 1.7%	40～64歳の加入者の課税総所得金額(※) × 1.5%
均等割	加入者数 × 2万円	加入者数 × 7,000円	40～64歳の加入者の加入者数 × 1万2,000円
平等割	一世帯につき3万2,700円	—	—

※前年中の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた金額です。

国民健康保険税の軽減措置

均等割・平等割の軽減措置

所得により7割、5割、2割の減額制度があり、所得の状況により軽減されます。手続きは不要ですが、所得の申告がない場合は対象になりません。

75歳以上の人と同居する人への軽減措置

75歳以上の人(65歳以上で一定の障がいがあり広域連合の認定を受けた人)は、後期高齢者医療制度に移行し、新制度の保険料を納めることとなります。

それに伴い、国民健康保険に引き続き加入する同居者の保険税負担が急が増えることがないよう、軽減されます。手続きは不要ですが、所得の申告がない場合は対象になりません。

非自発的失業者の軽減措置

■対象 次のいずれかに該当し、失業等給付を受ける人です。
○特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)
○特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)

■軽減額 前年給与所得を100分の30とみなして算定し、保険税を軽減します。

■軽減期間 離職の翌日から翌年度末までです。次のことに注意してください。

- 雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
- 国民健康保険加入中は、期間の途中で就職しても引き続き軽減の対象になりますが、会社などの健康保険に加入するなどして、国民健康保険を脱退すると終了します。

特別徴収(年金天引き)になる人

世帯主が特別徴収(年金天引き)の対象の場合、家族の保険料は、世帯主が受給する年金から納めることとなります。

ただし、次の条件を全て満たしていない場合、または条件を満たしていても世帯主が75歳に到達する年度は、納付書または口座振替での納付になります。

- 世帯主が国民健康保険に加入している
- 世帯主が年金(年額18万円以上)を受給している
- 世帯主と国民健康保険に加入している家族全員が、65歳以上74歳までである
- 介護保険料と国民健康保険税を合算したとき、年金受給額の2分の1を超えない

新たに特別徴収となる人には通知書でお知らせします。

10月から年金天引きの対象となる人には、7月14日(金)に次の書類を納付書に同封します。

- 国民健康保険税納税通知書 兼特別徴収決定通知書
 - 国民健康保険税納付方法変更申出書
- なお、継続して特別徴収となる人には、次の通知書を発送します。
- 国民健康保険税納税通知書 兼特別徴収決定通知書
- また、特別徴収が中止になる人(年金天引きが止まる人)

■申込み 雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し、国保年金課窓口で手続きをしてください。

納め忘れのない便利な口座振替を

一度申込手続きをすると、納付に出かける必要もなく、翌年以降も自動継続されます。口座振替を利用するためには、事前に申込手続きが必要です。

口座振替申込書は、納税通知書に同封してあるほか、市内の金融機関にも備え付けてあります。申込書に必要事項を記入・押印し、納税課または取扱金融機関の窓口へ提出してください。

加入・脱退の届出は14日以内に

職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除く全ての人は、国民健康保険に加入しなければなりません。次のようなときは届出が必要です。

- 会社の健康保険を喪失(扶養削除)したとき
 - ↓加入
 - 会社の健康保険に加入(扶養認定)したとき
 - ↓脱退
 - 会社の健康保険に資格取得月までさかのぼって課税されますので、必ず14日以内に届出をしてください。
- ※届出が遅れると、保険の給付が受けられない場合があります。

納付が困難な人へのお知らせ

国民年金保険料の免除や納付猶予など

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除になる「免除制度」や「納付猶予制度」を利用することができます。

☎ 申請先 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

種類

- ① 全額免除
- ② 4分の3免除
- ③ 半額免除
- ④ 4分の1免除
- ⑤ 納付猶予
- ⑥ 学生納付特例

保険料免除の承認期間

- ① ⑤：7月～翌年6月まで
- ② ⑥：4月～翌年3月まで

対象

- ① ④：「免除申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当すること
 - ⑤：50歳未満の人のみ適用
- ※平成28年7月から対象年齢が、30歳未満から50歳未満に拡大されました。
- なお、「免除申請者本人」「申請者の配偶者」のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。

申込み

次の物を持参して、窓口で手続きをしてください。
○印鑑(本人が署名するときには不要)

○今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
○学生は、学生証または在学証明書
○その他

前年度に全額免除または納付猶予の承認がされ、当年度以降も引き続き希望した人は、免除申請を行わなくても継続して審査を受けられます。なお、それ以外の人は申請が必要になります。

70歳以上の国民健康保険加入者へ高齢受給者証を発送します

現在、使用している国民健康保険高齢受給者証の有効期限は7月31日(月)までです。市では、8月1日(火)から使用できる高齢受給者証を7月下旬に送付します。

なお、高齢受給者証が送付された人(70歳以上の人)は、医療機関などで受診するときに、「被保険者証」と一緒に「高齢受給者証」を提示することになります。

詳しくは問い合わせてください。

■対象 70歳以上で国民健康保険に加入している人

☎ 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083